

令和5年高島市教育委員会
第12回定例会議事日程

日 時 令和5年12月26日(火)
午後2時00分
場 所 高島市役所 新館2階 教育委員会室

1. 教育長あいさつ
2. 令和5年第11回定例会会議録の承認
3. 会議録署名委員の指名

4. 議事

	委員	委員
日程第1	議第68号	高島市教育委員会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令案について
日程第2	議第69号	臨時代理につき承認を求めることについて (高島市立公民館職員の任命について)
日程第3	議第70号	臨時代理につき承認を求めることについて (わたSHIGA輝く国スポ・障スポ高島市実施本部設置要綱について)

5. 報告

報告第19号	マキノ資料館の臨時休館について
報告第20号	近江聖人中江藤樹記念館の臨時休館について
報告第21号	令和5年12月高島市議会定例会一般質問の概要について

6. 今後の日程
 - ・令和6年教育委員会第1回定例会
日時：令和6年1月29日(月) 午後2時00分
場所：高島市役所 新館2階 教育委員会室
 - ・令和6年教育委員会第2回定例会(案)
日時：令和6年2月8日(木) 午後2時00分
場所：高島市役所 新館2階 教育委員会室

令和5年第12回定例会座席表

高木 亜矢 教育委員	田邊 栄美子 教育委員	川島 浩之 教育長	川原林 正英 教育委員	橋本 悟史 教育委員
---------------	----------------	--------------	----------------	---------------

教育指導部長 饗庭 一弥	高島市役所 新館 2階 教育委員会室 教育長 1 教育委員 4 説明員 13 事務局 2 <hr/> 合計 20			教育総務部長 木下 晃
学校教育課長 岡部 陽造				教育総務部次長 教育総務課長 熊地 吉之
学事施設課長 保木 等				教育総務部 調整担当監 山本 純子
学校給食課長 川崎 弘				社会教育課長 竹井 正人

給食施設整備 課長 西川 久志	市民会館長 横井川 博之	図書館長 玉木 智恵	国スポ・障スポ 大会推進課長 野崎 良樹	文化財課 主監 山本 晃子
-----------------------	-----------------	---------------	----------------------------	---------------------

教育総務課 主査 末綱 美都	教育総務課 主任 松岡 弘晃
----------------------	----------------------

事務局

入口

傍聴席

議第68号

高島市教育委員会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令案

上記の議案を提出する。

令和5年12月26日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市教育委員会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令

高島市教育委員会事務局職員服務規程（平成17年高島市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第2条第1項第9号」を「第2条第1項第8号」に改める。

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

高島市教育委員会事務局職員服務規程 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 前条の「職員」とは、高島市職員定数条例（平成17年高島市条例第23号）第2条第1項第9号に定める職員および地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 前条の「職員」とは、高島市職員定数条例（平成17年高島市条例第23号）第2条第1項第8号に定める職員および地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。</p>

○高島市職員定数条例

平成17年1月1日

条例第23号

改正 平成18年3月20日条例第11号

平成19年3月29日条例第5号

平成20年3月24日条例第6号

平成22年3月30日条例第2号

平成22年9月28日条例第35号

平成24年10月1日条例第26号

平成27年3月27日条例第5号

平成28年12月22日条例第38号

令和元年12月23日条例第23号

令和2年12月22日条例第56号

令和5年12月22日条例第 号

(定義)

第1条 この条例は、議会、市長、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、教育委員会の事務部局ならびに教育委員会の所管に属する教育機関、水道事業、下水道事業、病院事業および消防長の事務部局に常時勤務する一般職の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の3第4項の規定に基づき、臨時的に任用される者を除く。)の定数を定めるものとする。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

(1) 議会の事務部局の職員 6人

(2) 市長の事務部局の職員 477人

~~(3) 市長の所管に属する訪問看護ステーションの職員 8人~~

(4)(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 10人

(5)(4) 監査委員の事務部局の職員 3人

(6)(5) 公平委員会の事務部局の職員 3人

(7)(6) 農業委員会の事務部局の職員 6人

(8)(7) 固定資産評価審査委員会の事務部局の職員 2人

(9)(8) 教育委員会の事務部局および教育委員会の所管に属する教育機関の職員 90人

(10) (9)	水道事業の企業職員	20人
(11) (10)	下水道事業の企業職員	15人
(12) (11)	病院事業の企業職員	326人 336人
(13) (12)	消防長の事務部局の職員	105人
	合計	1,071人 1,073人

2 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第16条の規定に基づく福祉事務所員の定数は、前項第2号に掲げる職員の定数のうち10人とする。

(職員定数の配分)

第3条 前条に掲げる職員の定数の当該事務部局内の配分は、それぞれの任命権者が定める。

(定数外)

第4条 次に掲げる職員は、第2条第1項に規定する職員の定数外とすることができる。

- (1) 地方公務員法第28条第2項および第55条の2第5項ならびに高島市職員の分限に関する手続および効果に関する条例(平成17年高島市条例第25号)第2条の規定による休職中の職員
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)の規定により育児休業をしている職員
- (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の規定により派遣した職員

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

付 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

付 則(平成18年3月20日条例第11号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成19年3月29日条例第5号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成20年3月24日条例第6号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成22年3月30日条例第2号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成22年9月28日条例第35号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成24年10月1日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成27年3月27日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織および運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第1条の規定は適用せず、この条例による改正前の第1条の規定は、なおその効力を有する。

付 則(平成28年12月22日条例第38号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

付 則(令和元年12月23日条例第23号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

付 則(令和2年12月22日条例第56号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

付 則(令和5年12月22日条例第 号)

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第 6 9 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 2 6 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

臨時代理につき承認を求めることについて

高島市公民館職員の任命については、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成 1 7 年高島市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 2 項の規定により、令和 5 年 1 2 月 1 日に下記のとおり臨時に代理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

社会教育法（昭和 2 4 年法律第 2 0 7 号）第 2 8 条の規定により、次の者を公民館職員に任命する。

公民館名	氏名	職名	新任・再任
今津公民館	尾崎 務	公民館夜間管理人	新任

任期：令和 5 年 1 2 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

議第70号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年12月26日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

臨時代理につき承認を求めることについて

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ高島市実施本部設置要綱の制定について、教育長に対する事務委任規則（平成17年高島市教育委員会規則第6号）第2条第2項の規定により、令和5年12月1日に別紙のとおり臨時に代理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

高島市訓令第 号
教育委員会訓令第 号
高島市議会訓令第 号
監査委員会訓令第 号
農業委員会訓令第 号

庁 中 一 般
各 支 所
出先機関一般
教育委員会事務局
議 会 事 務 局
監査委員事務局
農業委員会事務局

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ高島市実施本部設置要綱を次のように定める。

令和5年12月1日

高 島 市 長 福 井 正 明
高島市教育委員会教育長 川 島 浩 之
高島市議会議長 高 木 広 和
高島市代表監査委員 多 胡 豊 章
高島市農業委員会会長 中 田 正 敏

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ高島市実施本部設置要綱

(設置)

第1条 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ（第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会）において、高島市で開催される競技会およびリハーサル大会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に資するため、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ高島市実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 実施本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (2) 競技会の運営に関すること。
- (3) その他実施本部において必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 実施本部は、本部長、副本部長、部長、班長、係長および係員をもって構成し、その組織は、別表第1のとおりとする。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長および教育長をもって充てる。
- 4 部長、班長、係長および係員は、職員のうちから本部長が指名する職員をもって充てる。

5 第1項の規定に関わらず、本部長は、各競技会の特殊性、規模等を勘案し、同項の組織の一部を変更し、または省略することができる。

(競技会の事務分掌)

第4条 競技会の所掌事務は、別表第2のとおりとする。

(職務)

第5条 本部長は、実施本部を代表し、会務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故のあるとき、または本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 部長は、本部長および副本部長の命を受け、担当する部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 班長は、部長を補佐するとともに、上司の命を受け、担当する班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 係長は、上司の命を受け、担当する係の事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、分担する業務に従事する。

6 係員は、上司の命を受け、分担する業務に従事する。

(会議)

第6条 実施本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

2 前項の会議は、本部長が指名する者を構成員とする。

3 次条第2項に規定する事務局長は、必要があると認めるときは、班長会議その他必要な会議を開催することができる。

(事務局)

第7条 実施本部の事務を処理するため、教育委員会事務局教育総務部国スポ・障スポ大会推進課に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、事務局長は、教育総務部長をもって充てる。

3 事務局長は、本部長の命を受け、実施本部の事務を掌理する。

4 事務局の職員は、教育委員会事務局教育総務部国スポ・障スポ大会推進課に属する職員をもって充てる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、実施本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

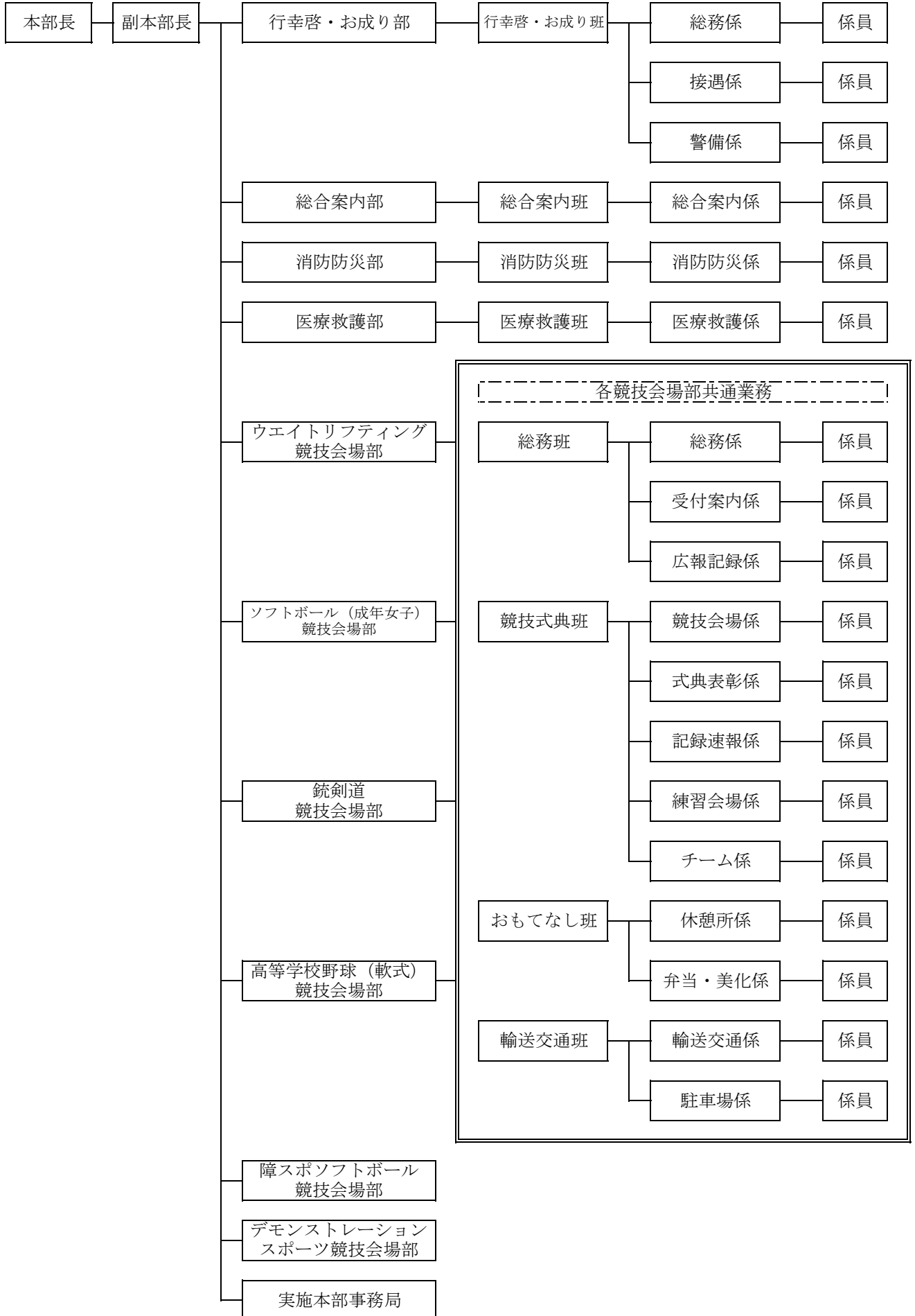
1 この訓令は、令和5年12月1日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(わたSHIGA輝く国スポ・障スポ高島市庁内推進本部設置要綱の廃止)

2 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ高島市庁内推進本部設置要綱(令和4年高島市訓令第12号)は、廃止する。

別表第1 (第3条関係)

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ高島市実施本部組織図



別表第2（第4条関係）

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ高島市実施本部事務分掌

部	班	係	事務分掌
行幸啓・お成り部	行幸啓・お成り班	総務係	①関係部署との連絡調整に関する事。
			②御覧会場における奉送迎業務の進行管理に関する事。
			③関係者の案内および誘導に関する事。
		接遇係	①御覧会場における皇族、随従員等の接遇に関する事。
			②接遇関連の仮設物、物品の管理に関する事。
		警備係	①入場者の手荷物検査に関する事。
			②皇族の動線確保および警備に関する事。
			③一般観覧者の誘導および整理に関する事。
			④沿道における奉送迎業務の進行管理に関する事。
⑤沿道における奉送迎者の誘導および整理に関する事。			
総合案内部	総合案内班	総合案内係	①総合案内所の管理運営に関する事。
			②競技日程、会場、交通および観光の案内に関する事。
			③配布物の管理に関する事。
消防防災部	消防防災班	消防防災係	①消防防災に係る関係機関との連絡調整に関する事。
			②競技会開催期間中の事故および災害発生時の対応に関する事。
			③競技会関連施設における火災発生時の消火および避難誘導に関する事。
			④競技会関連施設の予防査察、消防用設備等の点検促進、指導、その他の火災予防に関する事。
			⑤競技会関係者の傷病者の搬送等救急救助に関する事。
医療救護部	医療救護班	医療救護係	①競技会場の救護所の設置および管理運営に関する事。
			②医療資材、医薬品等の調達および管理ならびに医療廃棄物の処理に関する事。
			③傷病者の応急措置に関する事。
			④医師、医療機関等との連絡調整に関する事。
			⑤医師および看護師の事務的補助ならびに従事時間の管理に関する事。
			⑥救護日報等の記載事務に関する事。
競技会場部	総務班	総務係	①競技会の運営全般の総括に関する事。
			②本部事務局、各班等との連絡調整に関する事。
			③競技会係員および競技会補助員の出勤状況の確認に関する事。
			④大会役員および競技会役員への対応に関する事。
			⑤視察員および報道員等への対応に関する事。
			⑥競技会補助員との連絡調整に関する事。
			⑦運管用物品の調達および管理に関する事。
			⑧公用車の管理に関する事。
			⑨緊急時の警察および消防への対応に関する事。
			⑩遺失物および拾得物の取扱いに関する事。
			⑪緊急呼出し、迷子等の対応に関する事。
			⑫入場者数全体の把握に関する事。
			⑬他の係に属さない業務に関する事。
		受付案内係	①大会役員、競技会役員、視察員、報道員等の受付および案内に関する事。
			②競技の案内に関する事。
			③交通および観光の案内に関する事。
			④遺失物および拾得物の受付に関する事。
			⑤一般観覧者および要介助者への対応に関する事。
		広報記録係	①広報記録写真および映像等の収録に関する事。

競技式典班	競技会場係	②競技会開催期間中の競技記録等の広報に関する事。
		①競技会場の管理に関する事。
		②一般観覧者の計測に関する事。
		③一般観覧者等の整理および誘導に関する事。
		④学校観戦に関する事。
		⑤仮設物の管理に関する事。
		⑥競技会場内外の巡回警備および会場整理に関する事。
		⑦写真等撮影規制の管理ならびに案内および問合せの対応に関する事。
		⑧立入規制区域における警備に関する事。
		⑨銃剣道競技に係る公開演技に関する事。
	式典表彰係	①式典全般の運営および進行管理に関する事。
		②式典会場の設営および撤去に関する事。
		③式典の参列者に関する事。
		④式典の進行補助に関する事。
		⑤賞状筆耕に関する事。
	記録速報係	①競技記録の集計および速報に関する事。
		②競技記録の掲示に関する事。
		③競技記録の関係機関等への連絡調整に関する事。
		④競技記録用紙等の管理に関する事。
	練習会場係	①練習会場の管理に関する事。
②競技会場との連絡調整に関する事。		
③練習会場内外の巡回警備および会場整理に関する事。		
チーム係	①チームからの問合せおよび連絡調整に関する事。	
	②チームへの支援に関する事。	
	③競技会場および練習会場との連絡調整に関する事。	
おもてなし班	休憩所係	①休憩所の管理運営に関する事。
		②ドリンクコーナーの管理運営に関する事。
		③おもてなしに関する事。
		④提供品等の検収および管理に関する事。
		⑤売店の管理に関する事。
	弁当・美化係	①弁当引換所の管理運営に関する事。
		②弁当リストの管理に関する事。
		③弁当の引き換えおよび回収に関する事。
		④競技会場内外の美化および清掃に関する事。
		⑤廃棄物および資源物の収集および搬出に関する事。
		⑥ごみ箱、ごみ集積所の管理に関する事。
		⑦トイレの消耗品の補充に関する事。
		⑧プランターの管理に関する事。
		⑨喫煙所の管理に関する事。
		輸送交通班
②各乗降所での案内および誘導に関する事。		
③乗車人数の計測に関する事。		
④交通誘導警備員との連絡調整に関する事。		
駐車場係	①駐車場の管理運営に関する事。	
	②駐車場での案内、誘導および安全管理に関する事。	
	③駐車台数の計測に関する事。	
	④周辺道路等における違法駐車への対応に関する事。	
⑤交通誘導警備員との連絡調整に関する事。		

報告第19号

マキノ資料館の臨時休館について

高島市郷土文化保存伝習施設の管理運営に関する規則（平成17年高島市教育委員会規則第34号）第3条の規定に基づき、下記のとおりマキノ資料館の臨時休館を定めたので報告する。

令和5年12月26日

高島市教育委員会
教育長 川島 浩之

記

- 1 臨時休館日
令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで
- 2 理由
施設内改修工事を行うために休館とする。
- 3 利用者への周知方法
市広報誌、ホームページ、休館予告ポスターの施設内掲示、関係機関への文書通知

報告第20号

近江聖人中江藤樹記念館の臨時休館について

近江聖人中江藤樹記念館の管理運営に関する規則（平成17年高島市教育委員会規則第30号）第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり近江聖人中江藤樹記念館の臨時休館を定めたので報告する。

令和5年12月26日

高島市教育委員会
教育長 川島 浩之

記

- 1 臨時休館日
令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで
- 2 理由
施設内改修工事を行うために休館とする。
- 3 利用者への周知方法
市広報誌、ホームページ、休館予告ポスターの施設内掲示、関係機関への文書通知

報告第21号

令和5年12月高島市議会定例会一般質問の概要について

令和5年12月高島市議会定例会一般質問において、教育委員会に関する質問があったので質問内容および答弁結果を報告する。

令和5年12月26日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

記

別紙のとおり

令和5年12月高島市議会定例会
一般質問の概要

答弁結果
教育委員会抜粋版

令和5年12月 高島市議会定例会

一般質問通告事項（個人）および答弁者一覧表

氏 名	質 問 事 項	答 弁 者
山下 巧 議員	令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果から見える高島市の教育のあり方について	教育指導部長 子ども未来部長
今城 克啓 議員	快適な学習環境を実現する学校施設の改修について	教育指導部長
福井 節子 議員	歴史民俗資料を活かした高島の文化の継承を	教育総務部長

山下議員

(質問番号 1) 令和 4 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果から見える高島市の教育のあり方についてについて

- 1 市内小中学校の問題行動・不登校に関する件数の推移について
- 2 市内不登校児童生徒が学校内外の機関等で相談・指導を受けた割合、および、多様な居場所を確保するための場所・人材不足の懸念について
- 3 フリースクールとの連携について
- 4 いじめの対応に係る学校と関係機関、団体等との連携について
- 5 いじめ問題対策連絡協議会の研修内容を共有するため、どのような対応、対策をされたか
- 6 学校生活への新型コロナウイルス禍の影響について

教育指導部長答弁

(答) 山下議員の質問番号 1 の 1 点目から 4 点目および 6 点目のご質問にお答えいたします。

まず、1 点目の「市内小中学校の問題行動・不登校に関する件数の推移について」でございますが、本市における暴力行為の件数および、いじめの認知件数については、全国的な推移と同様に、平成 30 年度から令和 4 年度まで全体的に増加傾向にあります。

不登校児童生徒の在籍率についても全国と同様の増加傾向にあり、令和 4 年度の不登校児童生徒の在籍率は、全国や滋賀県と同程度の小学校で約 2%、中学校では約 6%となっております。

次に、2 点目の「市内不登校児童生徒が学校内外の機関等で相談・指導を受けた割合」および「多様な居場所を確保するための場所・人材不足の懸念について」でございますが、不登校児童生徒が学校内外の機関等で相談・指導を受けた割合は、全国や滋賀県では、約 6 割という結果

でありましたが、本市では小学校、中学校ともに9割を超える結果でありました。

この調査において学校内の機関等とは、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による専門的な相談や指導を受けた割合であり、学校外の機関等については、本市の教育支援センター「スマイル」や教育相談・課題対応室、あすくる高島、民間のフリースクール等において相談、指導を受けた割合となっております。

学校内外の機関等で相談を受けていない約1割の児童生徒につきましても、学級担任や生徒指導、教育相談担当教員等による支援の充実を図ったところがございます。

現在、不登校児童生徒の在籍率が増加傾向にあることを踏まえて、今後も継続的な相談、指導の充実を図るとともに、個別の状況に応じて今後開設される「第三の居場所」等を含めまして、多様な居場所づくりのため関係機関との連携に努めて参りたいと考えております。

次に、3点目の「フリースクールとの連携」についてでございますが、不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じて、学級以外の他の教室を使っでのサポートやICTを活用した学習支援、そして教育支援センターやフリースクール等の民間施設との連携など、不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実を図っているところがございます。民間のフリースクールで相談・指導を受けている児童生徒が在籍している学校においては、施設の職員との連絡や直接見学をすることなどを通して、児童生徒の活動内容や状況を把握するなど社会的自立を目指した連携をすすめているところがございます。

次に、4点目の「いじめの対応に係る学校と関係機関、団体等との連携について」でございますが、児童生徒や保護者、地域の関係者の方々から相談があった事案については、学校内外を問わず、丁寧な事実確認と適切な対応に努めております。

学校外のいじめ事案の相談を受けた場合には、必要に応じて学校、保護者、地域住民、特に学童保育所、スポーツ少年団などの学校および家

庭以外の場で児童生徒に直接関わる機会のある団体等と連携して、早期の対応、解決に努めているところでございます。

最後に、6点目の「学校生活への新型コロナウイルス禍の影響について」でございますが、コロナ禍においては、全国小中学校の一斉休校や学校行事、授業、部活動等においても従来の活動や生活様式の見直しを余儀なくされ、小中学生にとりましては、かつて経験したことのない学校生活を送ることとなりました。

友達との触れ合いを通して豊かな人間性を育んでいくはずの教育活動が制限された時期が続きましたが、コロナ禍であることを受け入れた上で、どのような活動が可能か、行事の内容をどうするのかなど、現状の課題をいかに解決できるかを考え、各学校において教育活動を展開してまいりました。

こうしたコロナ禍における学校生活の制約や経験は、小中学生が大切なことは何かを自ら考え、今必要なこと、為すべきことを判断し、行動する主体的な学びへと高める機会となったのではないかと考えております。

同時に、学校や家庭における生活や環境が、大きく変化したことは事実であり、小中学生の行動等にも少なからず影響を及ぼしているものとも考えております。

今後は、コロナ禍の経験を踏まえ、各学校においては、改めて児童生徒の主体的な学びを中核に据えた新しい形での学校行事等を模索していくよう、教育委員会としましても支援してまいりたいと考えております。

また、引き続き、児童生徒の不安や悩みの解消に向けた相談体制の拡充のほか、丁寧な個別対応や見守りの強化に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

子ども未来部長答弁

(答) 山下議員の質問番号1の5点目のご質問にお答えいたします。

本市のいじめ問題対策連絡協議会の研修内容を共有するための広報紙等の発行についてでございますが、当協議会は、いじめの防止等に対処していくため、関係機関や団体相互の情報交換および共有を図ることなどを目的として設置されています。

会議により共有していただいた取組みや研修内容などにつきましては、発行時期や紙面の関係から市の広報誌を活用した周知には至っておりませんが、協議会の構成員の皆さんから各関係機関や団体の活動において周知に取り組んでいただいているところです。

ご質問の、いじめ問題対策連絡協議会の取組みの周知方法につきましては、他の自治体では議事録を公開している事例も承知しておりますが、どのような周知の方法が最も効果的であるか、協議会において課題を整理し、さらに調査研究を重ねてまいりたいと考えています。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

不登校児童生徒一人ひとりに教職員、関係者が関わっているという認識でよいか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

先ほどの答弁のとおりでございます。一人ひとりの状況に応じて、丁寧に対応しているところでございます。

(再質問)

一人一台端末を利用したアンケートはしているのか。また、実施されているのであれば、実施率を伺う。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

いじめの早期発見・早期対応については、日ごろから教職員による丁寧な見守りや組織的な対応に努めているところでございます。

各学校では、児童生徒への定期的なアンケート調査や教育相談などを通して、いじめの悩みなどの聞き取りを行っております。さらに、保護者へのアンケート調査も実施しており、1人1台タブレット端末を利用してウェブアンケートによる調査を併用している学校も増えてきております。実施率につきましては、その状況に応じて紙のアンケート、直接の聞き取り、ウェブアンケートを併用しております。また、児童生徒数によって規模が違いますので、状況に合うような実施方法をとっており、割合として出すものではないと考えております。

学校では、すべての児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、引き続き、相談しやすい環境づくりや教職員による丁寧な見守りに努めてまいりたいと考えております。

(再質問)

いじめ問題対策連絡協議会は、公開ですか。非公開ですか。

子ども未来部長答弁

(答) お答えします。原則公開となっております。

以上でございます。

(再質問)

公開が原則となっているのなら、開催日時の周知はホームページ等で周知されているのでしょうか。また、議事録も公開も検討されてはどうかと思っておりますがどうでしょうか。

子ども未来部長答弁

(答) お答えします。

現時点では、開催日時の周知および議事録の公開は行っておりません。
以上でございます。

(再質問)

いじめ防止に関して、子どもたちを守っていくということについては市民全体がチームとして取り組んでいくためにも必要であると感じている。そうした意味でも、協議会での研修内容などを市民全体に共有していくことも大切であると考えます。

改めて開催日時や研修内容を市のホームページ等で公開していくことについて、見解を問います。

子ども未来部長答弁

(答) お答えいたします。

協議会の委員の皆さまは、団体からの推薦を受け、就任いただいております。各団体内への周知も含め、しっかりと職責を果たしてくださっております。今後、協議会でもいろいろな意見をいただきながら、どのような周知方法が最も効果的であるか、研究してまいりたいと考えています。

以上でございます。

【担当：教育指導部 学校教育課】

【担当：子ども未来部 子育て政策課】

今城議員

(質問番号 2) 快適な学習環境を実現する学校施設の改修について

- 1 高島市学校施設長寿命化計画について
- 2 トイレの整備や改修について
- 3 内装の木質化について

教育指導部長答弁

(答) 今城議員の質問番号 2 のご質問にお答えいたします。

まず、1 点目の「高島市学校施設長寿命化計画について」でございますが、市内小中学校に通う児童生徒が安全安心で快適な環境の中で学校生活を送ることができるよう、財政負担の平準化を加味しながら、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年計画を策定し、現在は、その計画に基づいて学校施設の改修工事を進めているところです。

令和 7 年度以降の次期 5 か年計画につきましては、引き続いて、安全安心で快適な環境の中で学校生活を送ることができるよう、各学校施設の状態を把握した上で、緊急性や優先度などを比較しまして、財政負担の平準化を図りながら次期計画を策定しているところでございます。

一方では、安全確保のため緊急性の高いものについては、その都度、改修や補修等に努めているところでもございます。

次に、2 点目の「トイレの整備や改修について」でございますが、これまで、学校における教育環境の充実を図るため全教室へのエアコンの設置とともに、トイレの整備や改修を重点的に実施しており、数年後に水道の配管や電気設備等も含めた大規模な改修を行う予定の校舎を除いて、改修工事は一定終了している状況でございます。

令和 7 年度以降の長寿命化次期 5 か年計画では、水道設備、電気設備等も含めた学校施設の状態等を考慮しまして、校舎全体にかかわる大規模な改修工事に併せて、乾式化等のトイレの改修工事を行う予定でございます。

最後に、3点目の「内装の木質化について」でございますが、これまで、市内小中学校施設の工事を進めてきた中で、内装に木材を活用してきた事例はございますが、「エコスクール・プラス」として国の認定を受けて施設改修を実施した事例はございません。

近年の施設改修工事では、照明器具を蛍光灯や水銀灯からLED照明に取り替えており、環境に配慮した改修を進めることで、エコスクールの狙いのひとつでもある、学校生活の中で子どもたちが省エネルギーについて学習するきっかけづくりになっていると考えております。

内装の木質化や高島市内産の木材の利用につきましては、滋賀県で推進されている「びわ湖材利用促進事業」の活用や改修工事にかかるコスト、スケジュール等と併せて、総合的に研究してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

トイレの洋式化、乾式化等について、不十分な状況であると考えますが、どうとらえているか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

先ほど、トイレの整備改修は一定終了しています、とご答弁申し上げました。ただ、数年後に大規模な改修を予定している学校につきましては、その時の工事として行う予定をしております。

老朽化が目立つトイレがあるのも承知しておりますが、総合的に計画を立てて、改修に努めてまいりたいと考えております。

(再質問)

学校施設の内装に木材を使用する必要性についてどう考えるか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

先ほどのご答弁でも申し上げましたとおり、内装の木材活用につきましては、改修工事にかかるコスト、スケジュール、それから滋賀県で推進されている事業等の活用を含めて、総合的に研究してまいりたいと考えております。

(再質問)

内装の木質化に関して、木材を供給する側に向けて求めていることは何か。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

学校改修を担当する私どもとしましては、供給のことについては、施設の工事の設計等をする段階で優位に進められる環境が整えば、良い状況と繋がるという思いを持っているところでございます。

【担当：教育指導部 学事施設課】

福井議員

(質問番号3) 歴史民俗資料を活かした高島の文化の継承を

- 1 高島市文化財保存活用地域計画の方向性と資料館の統廃合の整合性について
 - ①地域計画は資料館等の集約を念頭に入れた保存、活用の方向となるのか。
 - ②地域計画策定にあたっての文化財保護審議会からの意見について
 - ③地域計画に掲げる10年間の事業計画の実施状況と課題について
- 2 資料館廃止後はこれにかわる拠点を構築できるのか
- 3 市専門職・専門家・関係団体の連携と市専門職体制について
- 4 市内の歴史民俗資料の保存状況と課題について

教育総務部長答弁

(答) 福井議員の質問番号3「歴史民俗資料を活かした高島の文化の継承を」のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「高島市文化財保存活用地域計画の方向性と資料館の統廃合の整合性について」の1項目目、「地域計画は資料館等の集約を念頭に入れた保存、活用の方向となるのか」でございますが、令和2年度に策定いたしました当該計画では、市内に分散している資料館・収蔵庫等の統合施設の整備を文化財の保存と継承に関する方針といたしておりますことから、今回の集約、統合による整備は、計画実現の方向性にも合致した取り組みであると考えております。

次に2項目目の「地域計画策定にあたっての文化財保護審議会からの意見について」でございますが、計画素案を文化財保護審議会にお示しした際には、「資料館機能の充実や文化財の状況把握が必要である。」、「今後の文化財の保存と活用には文化財所有者を始めとする市民の協

力が不可欠であることから、市民が文化財に関わりやすい組織作りが必要である。」などのご意見をいただいたところでございます。

次に3項目目の「地域計画に掲げる10年間の事業計画の実施状況と課題について」でございますが、当該計画では高島市の多様な歴史文化を特徴ごとにまとめた5つのストーリーを活かすための具体的な13の事業計画を示しております。現在の進捗状況といたしましては、一例を申し上げますと「湖辺の祈りと暮らし」関連事業である「重要文化的景観の保存整備事業」におきまして、令和4年度から2カ年で重要文化的景観の構成要素である「大溝陣屋総門」の整備工事を行い、来年度からは地域の文化財発信の拠点として活用を始めることになっております。

一方で、複数の事業におきまして、文化財の現状把握調査や保存対策等が必要となっており、資料館の機能充実が課題となっていることから、今回の整備によりまして可能な限りの機能向上を図りたいと考えております。

次に2点目の「資料館廃止後はこれにかわる拠点を構築できるのか」でございますが、今回廃止となります高島歴史民俗資料館と朽木資料館につきましては、それぞれ昭和55年と56年に建設されたもので施設の老朽化が進んでおり、貴重な資料を引き続き保存していくための良好な条件を維持できないこと、また、多くの方に文化財に親しんでいただくためのバリアフリー化に対応していないことなどを踏まえ、両施設の継続利用は困難であると判断したところでございます。

今後は、周辺に史跡や文化施設、観光施設が存在する近江聖人中江藤樹記念館を改修し、高島市の歴史文化を発信する拠点としてまいりたいと考えております。

次に3点目の「市専門職・専門家・関係団体の連携と市専門職体制について」でございますが、文化財課には会計年度任用職員を含め、文化財の保存活用を担当する職員を配置いたしております。専門的知見を持つ方や、市内で文化財の調査や活用に関わる方々と常に連携を図りなが

ら業務にあたっているところでございます。

特に令和4年4月に設立いたしました高島市文化財保存活用地域協議会には、文化財に関わる多様な活動を進める20団体にご加盟いただき、本市の文化財の保存と活用に関する課題解決に、市と共にお取り組みいただいているところであり、引き続き、専門家や関係団体と連携を図りながら、適切な文化財の保存活用を図っていけるよう努めてまいります。

最後に4点目の「市内の歴史民俗資料の保存状況と課題について」でございしますが、現在、市内の文化財施設に保管しております資料につきましては、民具、出土品、古文書等の分野別にそれぞれ台帳化し、管理しております。

一方、課題としましては、施設の老朽化に伴い、良好な環境での保存が困難となっている場合もございますので、より良い環境での保存活用が行えるよう、今回の文化財施設の集約、統合による整備を進めているところでございます。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

文化財保護審議会から「市民が文化財に関わりやすい組織作りが必要」との意見があったことはどのように考えているか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

文化財保護審議会から得られた意見は大変な貴重と受け止めております。市といたしましても、これからの文化財の保存と活用には、市民の皆さんに関わっていただくことが、重要であると考えておりましたことから、計画には「地域住民との協働による文化財の保存と活用への取り組みを進める」ことを明記させていただいております。

その具体策として、先ほどご答弁いたしましたとおり、令和4年4月に、文化財に関わる市民の皆さんと行政等が、情報交換や連携を図ることを目的とした「高島市文化財保存活用地域協議会」を設立させていただいたところでございます。

(再質問)

安曇川の中江藤樹記念館に統合するということであるが、広さが変わらない中で、6町村の文化財をどのように展示していくのか。市の文化財の拠点となり得るのか。高島市の貴重な文化財や歴史資料などを常時展示できる館が必要ではないかと思うがいかがか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

展示スペース等のことは、議会全員協議会でもご説明をさせていただきましたとおり、何よりもまず大切なのは文化財資料そのものでございます。その文化財をより適切な状態で後世に引き継いでいくことが重要であるという考え方から、今回の整理をさせていただいているものでございます。

以上でございます。

【担当：教育総務部 文化財課】